

# 一般財団法人 広島県遺族会会員勧誘等規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

## (目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人 広島県遺族会（以下「本会」という。）と連携している団体の会員以外の遺族の者及び家族（以下「地域遺族」という。）が、各種事業に参加を希望する場合に地元各遺族会又は本会への入会を勧めることを目的とする。

## (会 員)

第 2 条 会員とは、本会で毎年度決定される寄付金（分担金）を負担する団体（以下「各遺族会」という。）に入会している者及び家族をいう。

2 「(行政区名) 地域遺族会員」とは、各遺族会の存しない地域遺族が本会に入会した者をいう。

## (勧 誘)

第 3 条 各遺族会が存する地域遺族が、事業に参加を希望する場合には、遺族会への入会を勧めるものとする。

2 入会希望者は、別紙 1（各遺族会支部）又は別紙 2（広島県遺族会）の入会申込書に別表に定める入会金を添えて窓口に提出するものとする。

3 その他事業への参加のみを希望する者は、別紙 3「遺族会関係事業参加申込書」に別表に定める事務費等を添えて窓口に申し込むものとする。

4 第 2 項で入会金を支払った者は、各遺族会支部会員又は「(行政区名) 地域遺族会員」として本会で名簿を作成し、会員として処遇する。

5 地域遺族が、全国戦没者追悼式(国費)に参列を希望し、居住地域の市、町から推薦を受けて参列する場合には、前 4 項を準用するものとする。

附 則

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) 第3条関係

区分1	窓口	区分2	入会金又は事務費等	
地域遺族(居住地域に各遺族会がある場合。)	各遺族会事務局	3親等以内の親族が遺族会会員であった者	入会する	当該遺族会会費の2年間分
			事業参加のみ	当該遺族会会費の3年間分
		その他の者	入会する	7,000円
			事業参加のみ	10,000円
地域遺族(その他)	本会事務局	3親等以内の親族が遺族会会員であった者	入会する	1,500円
			事業参加のみ	3,000円
		その他の者	入会する	5,000円
			事業参加のみ	10,000円